

南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等

に関する条例（素案）の概要

目的（条例第1条）

- ・ 太陽光発電設備の適正な設置等の推進
- ・ 自然環境等（良好な景観、自然環境、生活環境）の保全
- ・ 災害の防止

対象（条例第2条）

- ・ 設 備 10キロワット以上の、いわゆる「野立て」の太陽光発電設備
(建物の屋根、屋上等に設置されるものは対象外とする)
- ・ 事業者 上記施設を設置する者、発電事業者

抑制区域（条例第6条、規則第3条）

- ・ 抑制区域とは 自然環境等の保全、または、災害の防止のため、特に配慮が必要な区域
- ・ 設定する区域（案）

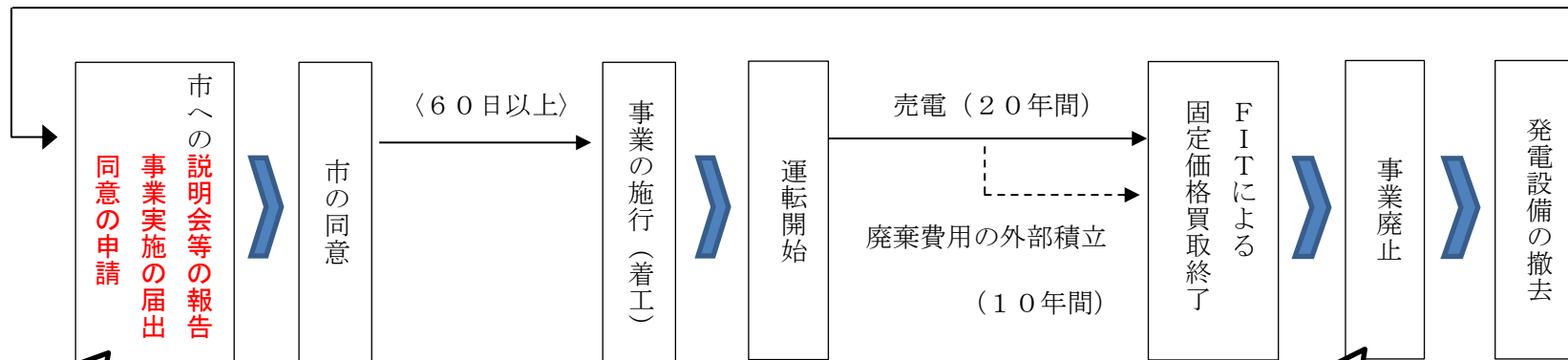
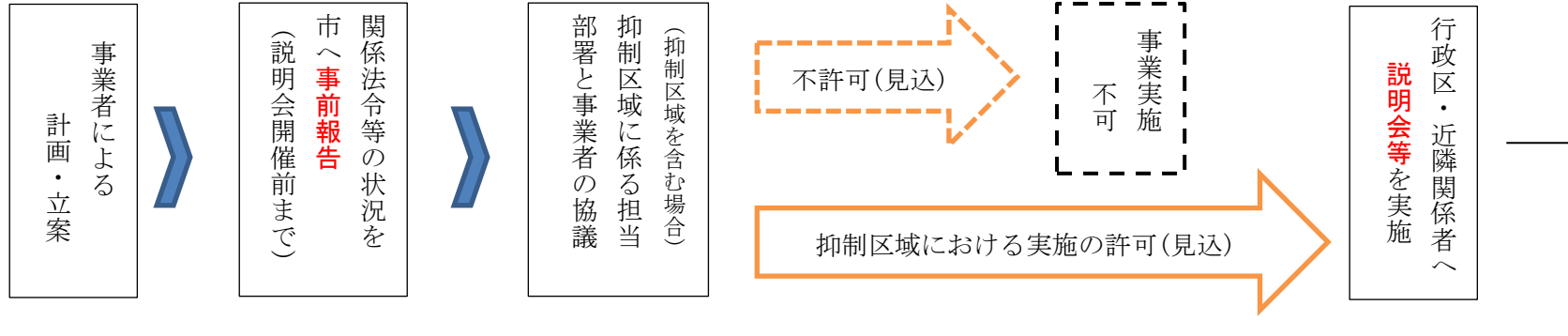
抑制区域	担当部署	必要な手続き等
急傾斜地崩壊危険区域	県相双建設事務所 行政課 (市の関連部署：危機管理課)	開発行為について、県への協議・申請 (<u>県の許可</u> により可)
砂防指定地		
地すべり防止区域		
土砂災害特別警戒区域		
農用地区域	農政課	農用地区域からの除外の手続き、農地転用手続き等 (市または県の許可)

※区域の設定は庁内の担当部署と協議し決定

事業実施のフロー

関係法令手続状況調書 (様式第 10 号)

※関係法令の手続き等は随時実施



行政区説明会等報告書 (様式第 5 号)
 近隣関係者説明等報告書 (様式第 6 号)
 設置届出書兼同意申請書 (様式第 1 号) 他

廃止届出書 (様式第 11 号)

市への事前報告（関係法令の手続き状況等の報告）

（条例第 11 条、規則第 5 条）

- ・事業者は、地元行政区および近隣関係者への説明会を行う前に、関係法令に係る規制の有無、担当部署との協議状況等を市長に報告しなければならない。

提出書類 太陽光発電設備の設置に係る関係法令手続状況調書（様式第 10 号）

説明会等の実施（条例第 9 条・第 10 条、規則第 4 条）

- ・事業者は説明会等を行わなければならない。
- ・行政区、近隣関係者の理解を得るよう努める。
- ・市長は、必要に応じ、行政区・近隣関係者の意見を聴く。

- ・説明会等の対象

行政区 事業区域が所在する区域に係るもの

近隣関係者 事業区域の境界から 100m 以内の土地・家屋の所有者等

- ・周知する事項

①事業者の氏名・住所・連絡先

②着手・完了予定日

③太陽光発電設備の設置場所・面積

④事業の内容、安全対策、災害時の対応など

事業の届出（条例第 7 条・第 12 条、規則第 4 条・第 8 条）

- ・事業に着手しようとする日の 60 日前までに、市長に届け出し、市長の同意を得なければならない。

新規設置の場合 太陽光発電設備に係る設置届出書兼同意申請書（様式第 1 号）
ほか関係書類

- ・次に該当する場合は、速やかに市長へ届けなければならない。

変更（中止）の場合 太陽光発電設備変更（中止）届出書（様式第 7 号）

設備を廃止する場合 太陽光発電設備廃止届出書（様式第 11 号）

事業者が遵守すべき事項その他の義務（本市オリジナル）

（規則第7条）

・事業の計画、実施、関係法令手続きに当たって事業者が遵守すべき事項

- (1) 雨水等による土砂・汚泥の流出及び水害等の災害防止対策
- (2) 景観への配慮
- (3) 生活環境への配慮
- (4) 敷地内への立入防止対策（フェンスの設置等）
- (5) 管理看板の設置
- (6) 苦情への対応
- (7) 除草や清掃の実施
- (8) 近隣農地の営農に支障が生じないための措置等
- (9) 災害時の対応
- (10) 発電設備の異常または破損時の市・地域住民等への連絡
- (11) 発電設備破損時の法令等に基づく復旧または撤去
- (12) 土地の原状回復措置
- (13) 国等が策定したガイドラインへの準拠

・太陽光発電設備の廃止に当たっては、関係法令に基づき、速やかに撤去又は処分しなければならない。

報告及び立入調査等（条例第13条）

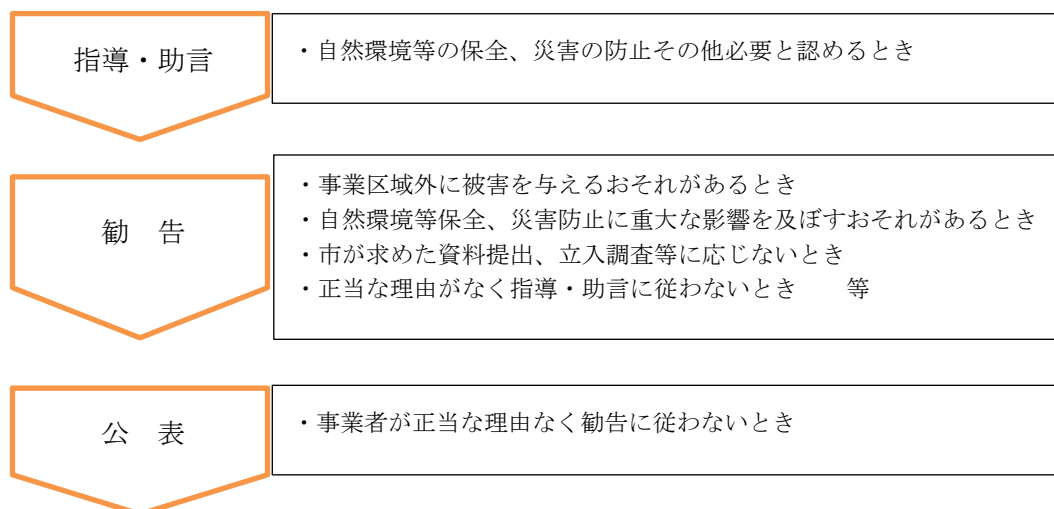
- ・市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告、資料の提出を求めることができる。
- ・市長は、事業区域内へ必要な立入調査を行うことができる。

指導、助言及び勧告等

（条例第14条・第15条、規則第9～11条）

- ・市長は事業者に対して指導又は助言を行うことができる。
- ・市長は事業者が正当な理由がなく指導・助言に従わない場合、必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- ・市長は事業者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び勧告内容等をホームページ等で公表。

- ・指導・助言、勧告、公表のフロー



南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（素案）

（目的）

第1条 この条例は、太陽光発電設備の適正な設置等の推進に関して必要な事項を定めることにより、良好な景観、自然環境及び生活環境等（以下「自然環境等」という。）の保全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備で、定格出力が10キロワット以上のものをいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く。
- （2）事業者 太陽光発電設備を設置する者及び発電事業を行う者をいう。
- （3）事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- （4）行政区 南相馬市行政嘱託員設置に関する条例（平成18年南相馬市条例第17号）第2条に規定する区域をもって組織する団体で、事業区域が所在する区域に係るものをいう。
- （5）近隣関係者 事業区域の境界から100メートル以内の区域に存する土地及び家屋の所有者並びに居住者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、第1条に定める目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、事業の実施に当たっては、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、自然環境等の保全上及び災害の防止上の支障が生じないよう必要な措置を講じるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、第1条に定める目的を達成するため、市の施策及びこの条例に定める手続きの実施に協力するよう努めるものとする。

（抑制区域の指定）

第6条 市長は、自然環境等の保全又は災害の防止のため特に配慮が必要と認められる区

域を抑制区域として指定し、事業者に対して当該区域を事業区域に含めないよう求めることができる。

2 抑制区域は、規則で定める。

(届出及び同意)

第7条 事業者は、市内において事業を施行しようとするときは、当該事業に着手しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出て、市長の同意を得なければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地 第15条第1項において同じ。）
- (2) 事業の着手予定日及び完了予定日
- (3) 太陽光発電設備の設置場所及び面積
- (4) 事業の内容
- (5) 行政区への説明会等に係る報告書
- (6) 近隣関係者への説明等に係る報告書
- (7) 前各号に定めるもののほか規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項の変更をしたとき又はしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出て、市長の同意を得なければならない。

(同意の制限等)

第8条 市長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置するときは、同意しないものとする。ただし、当該届出の内容が規則に定める基準を満たすと認められるときは、この限りではない。

2 市長は、同意の際、この条例の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(行政区への説明会等)

第9条 事業者は、第7条第1項の規定による届出を行う前に、行政区に対して同項第1号から第4号までに掲げる事項を周知し、事業の施行等について、説明会等を行わなければならない。

2 事業者は、第7条第2項の規定による届出を行う前に、行政区に対して、事業の施行等について説明会等を行わなければならない。ただし、事業内容等の変更が軽微で市長が説明会等を要しないと認めたときは、この限りではない。

3 事業者は、第1項及び第2項の説明会等により、行政区の理解を得るように努めるものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、行政区の意見を聴くことができる。

(近隣関係者への説明等)

- 第10条 事業者は、第7条第1項の規定による届出を行う前に、近隣関係者に対して、同項第1号から第4号までに掲げる事項を周知し、事業の施行等について説明を行うものとする。
- 2 事業者は、第7条第2項の規定による届出を行う前に、近隣関係者に対して、事業の施行等について説明を行うものとする。ただし、事業内容等の変更が軽微で市長が説明を要しないと認めたときは、この限りではない。
- 3 事業者は、第1項及び第2項の説明により、近隣関係者の理解を得るように努めるものとする。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、近隣関係者の意見を聴くことができる。

(関係法令の手続き等)

- 第11条 事業者は、第9条第1項及び第10条第1項の規定による説明会等を行う前に、規則で定めるところにより、関係法令に係る手続き等の状況を市長に報告しなければならない。

(太陽光発電設備の廃止等)

- 第12条 事業者は、太陽光発電設備を廃止したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 2 事業者は、太陽光発電設備の廃止については、発電事業開始から撤去等費用を積み立てる等、計画的な資金確保に努めるとともに、関係法令に基づき、太陽光発電設備を放置することなく速やかに撤去し、又は自らの責任において適正に処分しなければならない。

(報告及び立入調査等)

- 第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導、助言及び勧告)

- 第14条 市長は、自然環境等の保全、災害の防止その他この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。

- (1) 事業者が、第7条の規定による届出を行わず事業を実施したとき。
- (2) 事業者が、太陽光発電設備の適正な管理を怠り、事業区域の内外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるとき。
- (3) 事業者が、自然環境等の保全又は災害の防止に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 事業者が、前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (5) 事業者が、前条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (6) 事業者が、前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(公表)

第15条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名、住所、当該勧告の内容及び規則で定める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に太陽光発電設備の設置のための工事に着手する事業について適用する。

なお、この施行日時時点で、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条に規定する再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受け、かつ工事に着手していない事業者においては、第7条第1項で規定する「当該事業に着手しようとする日の60日前までに」及び第11条で規定する「第9条第1項及び第10条第1項の規定による説明会等を行う前に」とあるのは、「速やかに」とする。

南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則（素案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（令和〇年南相馬市条例第〇号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

（抑制区域）

第 3 条 条例第 6 条第 2 項の規則で定める区域は、別表第 1 に掲げる区域とする。

（発電設備設置等の届出）

第 4 条 条例第 7 条第 1 項の規定による届出は、次の各号に掲げる書類によるものとする。

（1）太陽光発電設備に係る設置届出書兼同意申請書（様式第 1 号）

（2）事業計画書（様式第 2 号）

（3）事業区域等状況調書（様式第 3 号）

（4）確約書（様式第 4 号）

（5）事業区域の位置を示す位置図

（6）太陽光発電設備の施工図

（7）事業区域内の土地の図面（写し可）

（8）事業区域内の土地の登記事項証明書（写し可）

（9）現況写真

（10）行政区説明会等報告書（様式第 5 号）

（11）近隣関係者説明等報告書（様式第 6 号）

（12）説明会等配布資料

（13）近隣関係者の範囲図

（14）説明会出席者名簿及び個別訪問先名簿

（15）その他市長が必要と認める書類

2 条例第 7 条第 2 項の規定による変更の届出は、太陽光発電設備変更（中止）届出書（様式第 7 号）に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して行うものとする。

（同意の通知）

第 5 条 市長は、前条の規定による届出があったときは、同意の可否を決定し、太陽光発電設備事業（変更）同意通知書（様式第 8 号）又は太陽光発電設備事業（変更）不同意通知書（様式第 9 号）により、事業者に通知するものとする。

(抑制区域内の事業に係る同意)

第6条 条例第8条第1項ただし書きの規定による基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 太陽光発電設備の設置に係る事業内容等が、別表第1の関係法令の定めに適合したものであると認めるとき。
- (2) その他、市長が特に必要と認めたとき。

(関係法令の手続き等)

第7条 条例第11条の規定による関係法令に係る手続き等の状況の報告は、太陽光発電設備の設置に係る関係法令手続状況調書(様式第10号)によるものとする。

2 事業者は、事業の計画及び実施並びに関係法令の手続きに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 雨水等による土砂・汚泥の流出及び水害等の災害防止を図ること。
- (2) 太陽光発電設備の設置位置等については、自然景観や歴史景観などを阻害しないよう配慮するとともに、周囲の景観との調和を考慮すること。
- (3) 住宅地に隣接する場所に太陽光発電設備を設置する場合は、圧迫感、騒音、熱、反射光等に十分配慮すること。
- (4) 事業区域内に事業関係者以外のものが容易に立ち入ることがないように、フェンスを設置するなどの立入防止対策をとること。
- (5) 太陽光発電設備の名称、設置場所の住所、発電設備の発電出力、事業者の名称及び連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を事業区域内の見えやすい場所に設置すること。
- (6) 太陽光発電設備の稼働に起因して発生した苦情に対しては、迅速かつ誠実に対応すること。
- (7) 事業区域内から周辺環境への影響がないよう除草や清掃を行うこと。
- (8) 水路又は農道に隣接し太陽光発電設備を設置する場合、近隣農地の営農に支障が生じないよう必要な措置を講じるとともに、事前に水利権利者及び隣接農地の営農者等と協議を行うこと。
- (9) 自然災害その他の事由により太陽光発電設備が破損するおそれが生じた場合、直ちに発電等の状況を確認した上で、速やかに現地確認し、設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認すること。
- (10) 太陽光発電設備の異常又は破損等により地域への被害が発生する恐れがある場合又は発生した場合は市及び地域住民等へ速やかに連絡すること。
- (11) 太陽光発電設備が破損した場合、被害を最小限にとどめるとともに、安全対策を講じた上で法令等に基づき復旧又は撤去を行うこと。

- (12) 発電設備を撤去した後の土地について、地権者や地域住民等と原状回復に関する合意がある場合は、雨水等による土砂・汚泥の流出及び水害等の災害防止などの対策を講じた上で、原状回復措置を行うこと。
- (13) 第1号から第12号に掲げる事項のほか、国等が策定した太陽光発電設備の設置に係るガイドラインに準拠し事業を行うこと。

(太陽光発電設備廃止等の届出)

第8条 条例第12条第1項の規定による届出は、太陽光発電設備廃止届出書(様式第11号)によるものとする。

(指導、助言又は勧告)

第9条 条例第14条第1項に規定による指導又は助言は、指導・助言通知書(様式第12号)によるものとする。

2 条例第14条第2項に規定による勧告は、勧告書(様式第13号)によるものとする。

(公表)

第10条 条例第15条第1項に規定による公表する事項は、条例に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 勧告等を行うことに至った経緯等

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 公表の方法は、市のホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(意見を述べる機会)

第11条 条例第15条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会の付与通知書(様式第14号)によるものとする。

2 事業者が条例第15条第2項の規定により意見を述べるときは、公表に関する意見書(様式第15号)によるものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

抑制区域	根拠法令等
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）第2条
地すべり防止区域	地すべり防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項
農業振興地域内における農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1項

様式第1号（第4条関係）

太陽光発電設備に係る設置届出書兼同意申請書

年 月 日

南相馬市長

事業者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

また、同条例第7条第1項の規定による同意を受けたいので、併せて申請します。

記

1 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 事業区域等状況調書
- (3) 確約書
- (4) 事業区域の位置を示す位置図
- (5) 太陽光発電設備の施工図
- (6) 事業区域内の土地の図面（写し可）
- (7) 事業区域内の土地の登記事項証明書（写し可）
- (8) 現況写真
- (9) 行政区説明会等報告書
- (10) 近隣関係者説明等報告書
- (11) 説明会等配布資料
- (12) 近隣関係者の範囲図
- (13) 説明会出席者名簿及び個別訪問先名簿
- (14) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

事業計画書

事業者	住所 氏名 (法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
事業区域の所在地	南相馬市 区
事業区域の面積 地目	面積 m ² 地目
定格出力※1	k W
想定年間発電電力量	k W h
太陽電池モジュールの 総面積	m ²
太陽光発電設備の高さ	m
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
事業着手予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日
発電設備の廃止をする ときの事業者（予定）	<input type="checkbox"/> 上記の事業者と同じ <input type="checkbox"/> それ以外の者（下記に記入） 住所 氏名 (法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

※1 定格発電出力を小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載すること。

様式第3号（第4条関係）

事業区域等状況調書

1 事業区域内

事業者	住所 氏名 (法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
事業区域の所在地	南相馬市 区
森林（山林）	有・無 森林計画区（該当・非該当） 保安林の指定（該当・非該当）
農地	有・無 農用地区域（該当・非該当） 利用状況（田・畑・樹園地・採草地・耕作放棄地）
湧水	有・無 利用状況（ ）
井戸	有・無 利用状況（ ）
用水路 水利・管理組合等名	有・無 利用状況（ ） 組合等名（ ）
排水路 水利・管理組合等名	有・無 利用状況（ ） 組合等名（ ）
河川	有・無 河川名（ ） 河川管理者名（ ）

2 事業区域周辺

事業区域周辺の森林 （山林）	有・無 森林計画区（該当・非該当） 保安林の指定（該当・非該当）
事業区域周辺の農地	有・無 利用状況（田・畑・樹園地・採草地・耕作放棄地）

様式第4号（第4条関係）

確約書

南相馬市において太陽光発電設備を設置し、発電事業を実施するに当たり、次の事項を遵守し、適切に管理していくことを確約します。

- 1 太陽光発電事業を行うために必要となる関係法令及び南相馬市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例を遵守した設計を実施することを確約いたします。
- 2 行政区及び近隣関係者との協調を図るとともに、地域の景観及び生活環境の保全並びに防災に対し十分配慮します。
- 3 事業区域内の雑草等により隣接する土地等に被害を与えないよう対処します。
- 4 発電事業によって近隣関係者に被害が及ぶ場合は、事業者及び住民等間において誠意をもって解決します。
- 5 発電事業を廃止するときは、事業者の負担と責任において、太陽光発電設備（附帯する設備を含む。）の全てを撤去します。
- 6 太陽光発電設備を第三者に転売し、又は譲渡したときは、当該確約を当方が相手側に責任をもって承継します。

年 月 日

南相馬市長

事業者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

様式第5号（第4条関係）

行政区説明会等報告書

年 月 日

南相馬市長

報告者 住 所
氏 名 印
(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり説明会等の実施状況を報告します。

事業区域の所在地	南相馬市 区
対象行政区名	行政区
説明会等の開催日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
説明会等の開催場所	
説明会区分及び参加者数	<input type="checkbox"/> 説明会（参加者数： 人）
	<input type="checkbox"/> 戸 別（訪問戸数： 戸）
説明した者	住 所 氏 名 電話番号
説明した内容	
出席者等からの意見・要望及びそれらに対する回答	
添付資料	<input type="checkbox"/> 説明会等配布資料 <input type="checkbox"/> 説明会出席者名簿、戸別訪問先名簿

様式第6号（第4条関係）

近隣関係者説明等報告書

年 月 日

南相馬市長

報告者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり説明等の実施状況を報告します。

事業区域の所在地	南相馬市 区
説明会等の開催日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
説明会等の開催場所	
説明会区分及び参加者数	<input type="checkbox"/> 説明会（参加者数： 人）
	<input type="checkbox"/> 戸 別（訪問戸数： 戸）
説明した者	住 所 氏 名 電話番号
説明した内容	
出席者等からの意見・要望及びそれらに対する回答	
添付資料	<input type="checkbox"/> 説明会等配布資料 <input type="checkbox"/> 近隣住民等の範囲図 <input type="checkbox"/> 説明会出席者名簿、戸別訪問先名簿

様式第7号（第4条関係）

太陽光発電設備変更（中止）届出書

年 月 日

南相馬市長

事業者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第7条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事業区域の所在地 ※1	南相馬市 区
変更の内容 ※2	(変更前)
	(変更後)
事業者変更 (社名変更含む)	(変更前) 住所 氏名
	(変更後) 住所 氏名
変更・中止の予定日	年 月 日
添付資料	<input type="checkbox"/> 変更後の計画の概要 (計画書に添付した資料のうち変更に係るもの) <input type="checkbox"/> 変更認定通知書の写し及び譲渡契約書等 (事業者変更の場合) <input type="checkbox"/> 登記簿 (社名変更の場合) <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

※1 所在地を変更する場合は、変更前の場所を記載すること。

※2 所在地、敷地面積、定格発電出力を変更する場合は、その内容を記載すること。

様式第8号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

南相馬市長

太陽光発電設備事業（変更）同意通知書

南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第8条の規定により、次の太陽光発電事業（の変更）について同意します。

事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
定格出力	k W
同意の条件等	

様式第9号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

南相馬市長

太陽光発電設備事業（変更）不同意通知書

南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第8条の規定により、次の太陽光発電事業（の変更）について同意することができないことを通知します。

事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
定格出力	k W
同意することができない理由	

様式第10号（第7条関係）

太陽光発電設備の設置に係る関係法令手続状況調書

年 月 日

事業者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第11条の規定のより、太陽光発電設備の設置場所に係る関係法令（条例・規則を含む。）及び当該法令の手続状況を下記のとおり提出します。

1. 事業者名、設置場所

事業者名	
設置場所（代表地番）	南相馬市 区

2. 発電設備の設置場所に係る関係法令等の確認及び手続状況

	項 目	該当の有無	現況 (有の場合のみ)	確認・手続先	南相馬市 確認欄 ※申請者 記載不要
1	国土利用計画法に基づく土地売買等届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 部署： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：	
2	福島県大規模土地利用事前指導要綱に基づく土地利用・開発行為の事前協議	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 部署： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：	
3	都市計画法に基づく開発許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 部署： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：	

	項 目	該当の有無	現況 (有の場合のみ)	確認・手続先	南相馬市 確認欄 ※申請者 記載不要
4	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市の農業振興地域整備計画の変更手続	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
5	農地法に基づく農地転用許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
6	森林法に基づく林地開発許可等手続、伐採及び伐採後の造林の届出手続(1ヘクタール以下の小規模林地開発計画書を含む)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
7	森林法に基づく保安林の指定解除申請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
8	河川法に基づく工作物の新築等の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
9	海岸法に基づく海岸保全区域等の占用許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
10	道路法に基づく新規通路の取付工事、歩道切下げ、ガードレール撤去等の承認申請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	

	項目	該当の有無	現況 (有の場合のみ)	確認・手続先	南相馬市 確認欄 ※申請者 記載不要
11	景観法、福島県景観条例に基づく工作物等の新築等の届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
12	土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
13	福島県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域内での工作物の新築、木材の伐採、土地の形状変更等の許可又は届出申請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
14	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
15	環境影響評価法、福島県影響環境評価条例に係る環境影響評価手続(環境影響手続における事業名称：)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
16	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域内の行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	

	項 目	該当の有無	現況 (有の場合のみ)	確認・手続先	南相馬市 確認欄 ※申請者 記載不要
17	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
18	砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
19	騒音規制法に基づく騒音規制が行われる指定地域内での特定建設作業等の実施に係る届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
20	振動規制法に基づく振動規制が行われる指定地域内での特定建設作業等の実施に係る届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
21	消防法に基づく危険物に指定される物資(リチウムイオン蓄電池の電解液等)の一定量以上使用に係る許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
22	建築基準法に基づく建築確認申請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	

23					
上記以外の相談先（部署名）					

- ※ 掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関への照会等により、最終的な確認・手続きを行うこと。行政機関と関係法令への該当の有無について確認中の場合、「確認中」を選ぶこと。
- ※ 掲載した法令のほかに該当するものがあれば「23 その他の法律・条例に係る手続」に記入すること。
- ※ 発電設備の所在地に係る関係法令及び条例の相談先として記載した部署以外に相談先がある場合は記入すること。

様式第 1 1 号 (第 8 条関係)

太陽光発電設備廃止届出書

年 月 日

南相馬市長

事業者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第 1 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

設置場所 (代表地番)	南相馬市 区
事業者	住所 氏名 (法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
稼働開始日	年 月 日
廃止日	年 月 日
撤去予定日	年 月 日

(特記事項)

- 施設の廃止後、事業者の責任により速やかに撤去その他の適正な処理を行うこと。
- 施設を撤去する場合、地域住民等と合意した事項があれば、当該合意事項に従い責任を持って対応すること。

様式第12号（第9条関係）

第 号
年 月 日

指導・助言通知書

様

南相馬市長

南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第14条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 事業区域の所在地
- 2 指導又は助言の内容

様式第13号（第9条関係）

第 号
年 月 日

勧告書

様

南相馬市長

南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第14条第2項の規定により、下記の措置を講じるよう勧告します。

記

事業区域の所在地	
措置期限	
勧告事項	

様式第14号（第11条関係）

意見を述べる機会の付与通知書

第 号
年 月 日

様

南相馬市長

あなたが施行しようとする事業については、年 月 日付け 第 号の勧告書をもって必要な措置を講じるよう勧告しましたが、未だに改善が認められないことから、南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第15条第1項の規定により、その旨を公表することを予定しています。よって、同条例第15条第2項の規定により意見を述べる機会を付与しますので、通知します。

なお、意見書の提出期限までに提出されない場合は、下記に記載した内容を公表することとなります。

記

1 公表を予定する事項

事業者 氏名（名称及び代表者氏名） 住所（所在地）	
事業区域の所在地	
公表の原因となつた事案の内容	
勧告等を行うこと に至った経緯	
公表の時期	
公表の方法	南相馬市ホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法

2 意見を述べる機会の付与に関する事項

意見書の提出期限	
----------	--

様式第15号（第11条関係）

公表に関する意見書

年 月 日

南相馬市長

事業者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第15条第2項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

事業区域の所在地	
公表の原因となった事案についての意見	
その他当該事案の内容についての意見	

備考

意見書を提出する場合には、証拠書類等を提出することができる。

南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（素案）

に係るパブリックコメント手続きの実施について

1 実施概要

(1) 公表する資料

- 1 南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（素案）の概要
- 2 南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（素案）
- 3 南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則（素案）

(2) 意見の提出方法

- ①提出様式は任意、住所・氏名・連絡先を明記
- ②提出方法は持参、郵送、FAX、電子メールのいずれか

(3) 意見の提出期間

令和3年1月15日（金）から2月3日（水）まで

(4) 公表場所

生活環境課（本庁舎1階）、市民課総合案内窓口、小高区市民総合サービス課、鹿島区市民総合サービス課、各生涯学習センター、市民情報交流センター、市ホームページ

(5) 提出・お問合せ先

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地
 南相馬市役所 市民生活部 生活環境課 新エネルギー推進係
 電話：0244-24-5248
 FAX：0244-23-0311
 電子メール：seikatsukankyo@city.minamisoma.lg.jp

2 今後のスケジュール

	日付	項目
1	令和3年1月15日（金）～2月3日（水）	パブリックコメント
2	令和3年2月10日（水）	企画調整会議
3	令和3年2月18日（木）	庁議
4	令和3年3月市議会（定例会）	制定条例（議案）の上程